

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十一月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉村正則

<p>上里鬼石線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>児玉郡神川町大字中新里字内出 二〇七番五地先から同郡同町大 字中新里字内出二一二番七地先 まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和元年十一月七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年十二月七日埼玉県本庄 県土整備事務所長告示第五号で告 示した道路予定区域の供用開始で ある。延長六〇・五〇メートル</p>	<p>備考</p>